

平成25年度

第3回八王子市環境審議会

平成25年12月11日（水）

本庁舎事務棟3階特別会議室

八王子市環境政策課

平成25年度 第3回八王子市環境審議会出席者名簿

会 長	小 泉 明
副会長	城 所 幸 子
委 員	浦 瀬 太 郎
	菊 地 俊 夫
	木 下 瑞 夫
	黒 須 詩 子
	千 明 武 紀
	前 野 修
	大 亀 薫
	完 山 貫 一
	根 本 弘

事務局職員	環境部長	諸 角 恒 男
	環境政策課長	佐 藤 宏
	環境保全課長	水 越 敦
	環境政策課専門幹	岩 本 正 明
	環境政策課主査	平 井 智 也
	環境政策課主査	吉 見 一 雄
	環境政策課主任	星 学
	環境政策課主任	塩 澤 紀 子
	環境政策課主事	西 本 竜 敏

平成25年度 第3回 八王子市環境審議会

平成25年12月11日(水)

午前10時20分から

本庁舎事務棟3階特別会議室

次 第

審議事項

1. 第2次八王子市環境基本計画の素案に対するパブリックコメントの結果について
2. 第2次八王子市環境基本計画の原案について
3. 専門委員会の設置について
4. その他

午前10時20分 開会

○小泉会長 それでは、只今から平成25年度第3回八王子市環境審議会を開催いたします。

最初に、委員の出欠状況の報告と配付資料の確認について、事務局で一括してお願いいたします。

○塩澤環境政策課主任 まず、事前に欠席のご連絡をいただいている委員の方のご報告をさせていただきます。奥委員、齋木委員、中村委員、深澤委員の4名となります。

定足数につきましては、15名の委員のうち11名のご出席をいただいております。過半数割れをしておりませんので、この審議会は成立しております。

続きまして、配付資料のご説明をさせていただきます。

まず、事前に配付させていただきましたものとして「第2次八王子市環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント実施結果について」、こちら4ページの資料となっております。そして、「第2次八王子市環境基本計画(原案)」の冊子となっております。

続きまして、本日配布させていただきました資料としまして、「次第」、「諮問書」、「環境審議会専門委員会「みどりの評価委員会」の設置について」になります。

資料の説明につきましては、以上になります。

○小泉会長 どうもありがとうございました。

それでは、先ほど村松副市長より八王子市長からの諮問書を受け取りましたので、最初に諮問書を再度読み上げたいと思います。

「諮問書。八王子市環境基本条例第17条第2項の規定に基づき、第2次八王子市環境基本計画(原案)について、ご審議いただくよう諮問します」ということでございます。

もう一度趣旨も読み上げたほうがいいですかね。

○佐藤環境政策課長 では、私のほうで読み上げさせていただきます。

○小泉会長 そうですか。では、そのようにお願いいたします。

○佐藤環境政策課長 「趣旨。八王子市環境基本計画は、平成13年12月に制定した八王子市環境基本条例の理念を踏まえ、一人ひとりが環境について考え、その保全、回復及び創造に積極的に取り組み、環境負荷の少ない、人と自然とが共生できる社会をつくるため、平成16年3月に10年間の計画として第1次計画を策定しました。また、中間年にあたる平成22年3月には、見直しを図りながら、今日まで計画を推進してきま

した。

近年、各種の環境問題や社会経済情勢の変化、地方分権の推進や規制緩和等、変革期を迎え、更には、東日本大震災後、自然災害への備えやエネルギー政策の見直し等、環境を取り巻く諸状況は大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、条例に定める市民及び事業者自らの活動と連携して、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る「環境基本計画」の第2次計画の策定を行うものであり、貴審議会の意見を求めます。

なお、添付した原案については、パブリックコメントを行い、市民の皆様からいただいた意見を反映しております。」

以上です。

○小泉会長 ありがとうございます。

このような諮問書の内容でございますので、どうぞ皆様、ご審議をお願い申し上げます。

では、これから議題に沿って進めてまいりたいと思います。

事務局は、審議を円滑に進めるために、配付した資料に基づき簡潔に説明を行ってください。

それでは最初に、素案に対するパブリックコメントの結果について報告願います。

○佐藤環境政策課長 はい。それでは、第2次八王子市環境基本計画（素案）に対するパブリックコメントの結果についてご説明をいたします。

資料に基づきご説明いたします。資料をご覧ください。

まず、今回のパブリックコメントは、環境政策課の窓口、事務所、市民センター、図書館、市政資料室にて基本計画の素案を配布・公表し、市ホームページにも掲載して、意見募集を行いました。

意見募集期間は、平成25年10月21日から11月20日までの1か月間で、意見募集の方法としては、環境政策課の窓口にご持参していただくか、郵送、FAX、Eメール等でご提出していただくようになっています。

意見提出者数及び内訳ですけれども、意見提出者数としては10人、34件の意見がございました。内訳については、表のとおりでございます。意見の内訳として、計画策定等全般に関するものが最も多く16件、次に市の取組に関するものが8件、協働の取組に関するものが5件等となっております。

このいただいた意見については、事前に送付させていただいた資料に、市の考え方とあわせてお示ししておりますが、主なものについて幾つかご説明させていただきます。

まず、計画策定等全般に関することの中ですけれども、NO.2をご覧ください。

「八王子を愛する心が育まれる」、「郷土愛をもって」という表記については表現が踏み込み過ぎではないかというご意見や「環境」、「里山」についても定義が必要ではないかといったご意見がございました。

これに対し、市の考え方としては、「郷土愛」等の表記については、「地元を愛する」等に変更するとともに、「環境」、「里山」についても用語を明確に使うまいりたいと思います。

次に、市の取り組みに関することですけれども、NO.18をご覧ください。

基本施策の成果指標について、具体性に欠ける指標があるという意見がございました。

これについて、市としては、基礎データを把握できないものがあることから、本計画においては成果が明確になるものを掲げております。成果指標については、現行のまま行かせていただきたいと考えております。

続きまして、協働の取り組みに関することですけれども、NO.28をご覧ください。

協働プロジェクトのIで、「“里山の再生”がカギである」といったご意見がございました。

これについて、市としても、今回、計画の大きなテーマがみどりであることから、その再生については、市民、事業者との協働が重要であります。このため、対象地域の設定や活動方法を検討するとともに、保全再生活動が活性化するような仕掛けを考えてまいりたいと思っています。

雑駁ではございますけれども、パブリックコメントの結果についての説明は以上でございます。

○小泉会長 はい、どうもありがとうございました。

ただいまパブリックコメントについての説明を受けましたが、市民意見の内容はもちろんです。それに対する市の考え方などについて、ご意見がありましたら、お手数でも挙手をいただき、ご指名いたしました後、発言をお願いいたします。

いかがでございましょうか。

通常のパブリックコメントと比較すると、意見の数は結構あったほうですか。

○岩本環境政策課専門幹 最近ですと、あきる野市が環境基本計画について実施したとき

の意見数が3件、中野区が実施したものが13件、東久留米市ですと40件です。八王子市の基本構想・基本計画である八王子ビジョン2022に係るパブリックコメントの数が19件となっておりますので、想定内の人数であると思います。

○**小泉会長** ありがとうございます。いかがでしょうか、委員の皆さん、何かご質問あるいはご意見はございますか。

黒須委員、どうぞ。

○**黒須委員** 今、里山という言葉が出まして、特に私は反対意見ではありませんが、そもそもあまり里山という言葉の科学的な定義はないのではないかと思います。少し人の手が入った、人為によって豊かな生物多様性が保全されているところを里山と言うのだと漠然と思っておりました。それについてはいかがでしょうか。

○**小泉会長** 里山の考え方でございますけれども、いかがですか。

○**岩本環境政策課専門幹** 里山については、かなりいろいろな考え方があるようです。その中で、里山は人里に近くて生活が密接してないとだめなのかなと思います。要するに、我々の暮らしの中で、薪とか山菜とかをとって、その中で生活が成り立ち、生態系と密接にうまく調和されているような場所であると考えております。

○**菊地委員** よろしいですか。

○**小泉会長** 菊地委員、どうぞ。

○**菊地委員** 今の説明で大体合っているのですけれども、最近は、学術用語としても、国際学会では、「SATOYAMA」とローマ字で書いてあるのです。ですから、「里山」という言葉が日本から発信されて認められていて、もともとはルーラル・フォレストというふうに訳されていたのですけれども、日本では奥山というものに対比して里山と、昔から古文書にも出ているのですよ。奥山というのは人が踏み入れられないような修験道の森みたいな山で、里山というのは今言われたように人が日常的に利用する。その奥山と里山の間に神社というのが置かれていて、そこが結界になると古文書には書いてあるんですよ。ですから、古くから里山というのは、日本では定義されている。

○**小泉会長** はい、どうぞ、城所副会長。お願いします。

○**城所副会長** 里山の定義というのは、今、皆さんおっしゃったとおりだと思うんですけど、ただ現在は、生活と密着してないんですね。昔の里山というのは、とれた炭ですとか、薪ですとか、それをまた生活に使って、また腐葉土を集めて、落ち葉を掃いて腐葉土をつくり、それを田んぼや畑にまいて、それが循環していたわけですが、今は循環し

てないのですね。一応、そういう作業はしても、間伐材は使われない、腐葉土は使ってはいけない、出してはいけない。今、里山は環境を学ぶ場や遊びに行くところだと思っています。教育の一環として里山を学びの場というふうに捉えています。というのは、農業をしているわけじゃありませんので、生活とは密着していない。だから、昔の里山とは、もう明らかに形態が違っていると私は認識しています。里山という言葉は、我々も使いますが、とても耳ざわりのいい言葉なんですね。今はこういう化石燃料に頼っている生活をしているので、生活とは密着していません。里山は環境を学ぶ場だと思っています。そういう定義も一つあっていいのではないのでしょうか。

○小泉会長 どうもありがとうございました。里山については、なかなか奥深い議論になりそうですね。歴史的な話もあるし、先ほど菊地先生の話に、里山という言葉がインターナショナルにもなっているというようなこともございましたので、ぜひこれは、しっかり定義をして使っていきたいですね。耳ざわりは非常にいいと思うんですね。私も、この言葉は好きですね。

○黒須委員 もう一つあります。

あまりここで、その議論を突っ込むような場ではないのかもしれませんが、私があってほしいのは、人の手が入って、緑地のメンテナンスをよくやった場合に、生態系がよく働くということや、二酸化炭素の固定がよくなるというデータや証拠が、今どのくらいあるのか。私自身もよく調べておりませんが、そういう裏づけが欲しいなと思っております。

○小泉会長 千明委員、どうぞ。

○千明委員 私の体験ですけれど、我々が2000年に八王子の里山に入って、13年、4年ぐらいやっています。一口でいえばアズマネザサの群落ですね。アズマネザサは、この辺で、強いやつで、それがぱっと、モノカルチャーみたいにできちゃうわけですよ。あるいはご存じのやつで、アオキもそうですね。里山の下に、大体アズマネザサか、場所によってはアオキの群落ができちゃうわけですね。ちょっと日当たりがあれば、コウメウツギという植物もありますけれど、そこには、もちろんそういったアズマネザサならアズマネザサの植物が生えているわけです。その中に昆虫がいることもいるけれど、たいしていない。小鳥も巣なんかつくったりしますが、あまりいない。それを、我々が下を刈るわけですね。刈ると、どこに生えていたのだろうと思うぐらい、不思議な植物がいっぱい出てくるんですね。ヒトリシズカだとか、ジュウニヒトエだとか、それか

らキツネノカミソリとか、山芋とかホタルブクロとか、そういうのがたくさん出てくるんですよ。あと、木の間伐もします。すると、光が入ってきて、雨が入ってくるわけですね。ですから、簡単に言えば、植物が、地面の下で何十年か寝てるんだと思うんですが、それが復活してくる。そうすると、わからない小さな虫がいっぱい出てきます。この目で毎年見えています。そうすると、虫を食べに、カマキリとかトカゲが出てくるんです。それも写真で、何度もおさめています。そこへ小鳥が、今度はカマキリなんかを食べに飛んでくる。最後には、大きなオオタカとか飛んでくるんですよ。ですから、間伐をしたり、下草刈りをすると、生態系が昔の里山に近い状態を復元、回復するというのは目で見えています。整理はしていませんが、記録が残っています。本とか、そういうのではなくて、体験として申し上げます。

○**小泉会長** どうもありがとうございました。ぜひ、それは、どこかでおまとめになったらいいかもしれませんね。ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

完山委員どうぞ。

○**完山委員** 前にも、この里山の件ではいろいろ話が出たと思うのですが、一応、山の斜面にある、自然にわき出てくる清水みたいなものを保全しようなんていう話もあったかなと思います。今、八王子市も結構公園がありますよね。そういうふうな公園も、結構いろいろな木を植えてあるわけなんですけども、公園の中では、草木を刈るとか木を剪定するとか、そういう作業もいろいろあると思うんですよ。そういうふうな一つの公園の中を整理するというのを、伐採も含めて、町会関係に委託してやろうという動きも前にあったかと思うんですけど、今、そういうのはありますか。今、大体は公園課のほうでやっていると思うのですが、地域にそれを落として、地域の一つの活性化とか、そういうふうな形の中では、前にあったように思います。

○**小泉会長** 今のお話は、維持管理をどうされているかということですかね。

○**完山委員** そうです、維持管理ですね。

○**岩本環境政策課専門幹** 八王子市には南北を含めて多くの公園があります。都市公園を含めて1,000か所ほどになりますけれども、それは指定管理者のほうで枝葉の剪定、下草刈りといった一般的な管理を行っています。いわゆる適正な管理の中で、今、市の方が求めているのが、地元の町会とか団体などをお願いして、公園アドプト制度というのを設けて実施しております。現在、200から300ぐらいの団体が、多分登録され

ていると思いますが、全体の中の比からすれば全く手の届かない範囲ではありますけれど、少しずつ増やしていくというのが現行の計画にもありますので、やはりそういったところを伸ばしていくということは、一つの施策の中で取り組んでいる状況です。

○小泉会長 よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

では、今、基本計画の話も出ましたので、このパブリックコメントにつきましては、またお気づきの点があったら、後ほどご意見、ご質問をお受けするという事で、続いて、八王子市環境基本計画の原案についての説明に入りたいと思います。

それでは、説明よろしくお願いたします。

○佐藤環境政策課長 それでは、続きまして、環境基本計画の原案についてご説明をさせていただきます。

素案については、以前、お示したところでございますけれども、その素案から原案には、どのように変更があったのか。その部分を中心に話させていただきたいと思います。

まず、原案のほうの2ページをお開きください。

素案においては、5分野における10年間の評価というのが、かなり粗い表現というか、表立てで二、三行程度で表現していたわけなんですけれども、各分野におきまして詳細に説明することといたしました。

まず、水についてですけれども、河川水質改善度ランキングにおいて、平成23年度にトップ3を独占したことや、都市化に伴う保水力の低下、生態系に配慮した水辺づくりといったことについて述べさせていただいております。

次のみどりにおきましても、17年度に施行しました条例に基づく斜面緑地保全での取り組みや、先ほどお話がありましたアドプト制度による緑地の管理、あるいは森林管理における高齢化や後継者不足といった課題についても、この中で挙げさせていただいております。

また、ごみ・資源におきましては、平成16年度に実施したごみの有料化ですが、これによって市民意識が非常に高くなったことや、ごみ排出量、リサイクル率における数値による実績、そして、近年において、総排出量の状況から、発生抑制が大きな課題になってきているということを表記させていただいております。

さらに、地球温暖化のところでは、平成16年度から猛暑日が増加して、温暖化が進んでいるようなことをあらわすとともに、平成23年度に設置しました八王子市温暖

化防止センターでの対策、あるいは家庭、事業者分野におけるCO₂削減の取り組み。こういった課題をうたっております。

最後に、教育・学習においては、平成17年にオープンした「エコひろば」での取り組みや地域に密着した環境保全活動、また今後の担い手の育成、こういったものについて記載させていただいております。

続きまして、5ページのほうをお開きください。

これにつきましては、素案の中ではなかったんですけども、この計画の方向性までの経緯が、ちょっとわかりにくいというところもありまして、この計画の方向性をわかりやすくするために、この表を挿入させていただきました。

続きまして、13ページをお開きください。

素案におきましては、望ましい環境像と基本目標、基本施策を表であらわしておりますけれども、基本目標を達成するための基本施策であることが見えにくいことから、このような形であらわすことにいたしました。

続きまして、14ページ以降についてご説明いたします。

これからが、基本施策の詳しい内容になるところでありますけれども、内容としては、大きく変更はしておりません。ただ、見せ方について一部をまとめ、整理したものがこちらです。

まず、素案においては、基本施策が2ページのものや、3ページのものがあり、ページ数がばらばらだったんですけども、計画書としては、2ページで表記するような形で整理したいというふうに考えております。また、現在、2ページにおさめることで、見せ方の問題にはなりませんけれども、現状、課題の後に成果指標があって、その下にコラムがあるという流れになっており、また、施策の展開が次のページの上に来るというふうになっておりますが、流れがあまり大きくないので、この見せ方を少し詰めるようにしていきたいなというふうに考えています。

さらに、また戻っていただきますけれども、施策の効果のところになります。素案の中では、表現が取り組む姿勢のような言い回しになっておりましたので、この施策をやることによってどういう効果があらわれてくるかというような表現に修正をしております。

それでは、具体的に変わったところから申し上げますと、24ページをお開きください。

基本施策のI-6、生物多様性の保全というところですが、素案においては、I-3で、やはり同じ生物多様性の保全と、あとI-7で生態系に配慮した憩いの水辺づくりというのがあったんですけれども、水とみどりで分野は違うんですが、ともに生態系に関する記述になっております。非常に関係性が深い両分野でありますので、施策において片側から進めるというのではなく、両面から進める必要性を示すためにI-6という形でまとめさせていただきました。

また、各基本施策に通じることでありますが、現状と課題、市民・事業者から期待される取り組みにおいて、施策間で量がまちまちであったということがありましたので、この点についても整理をさせていただいております。

また、イラストや表現については、施策をよりわかりやすくするために、今後、本編を策定するまでの間に修正をしていく予定でございます。その点についてはご了承くださいたいと思います。

続きまして、飛びまして44ページをお開きください。

第5章協働プロジェクトというところになっております。プロジェクトIからVまでのタイトルの下のところに、それぞれプロジェクトを実施することによる効果というものを新たに加えました。

また、45ページ以降について、パブリックコメントでもあった意見でございますけれども、活動主体と活動内容における活動主体が、わかりにくいということから、協働主体というふうに改めまして、役割も明確になるよう、このように第1ステージ、第2ステージ、第3ステージというような、図示するような形であらわすようにいたしました。

続きまして、50ページをお開きください。

第6章の地域（市民・事業者）の行動については、各地区における主な取り組みの内容をお示ししているところなんですけれども、これについては、現在、各地区間で調整を図っています。若干、取り組み内容の中で、厚いところ薄いところ等ございますので、少しバランスをとるような形で、本編作成までには修正をしていきたいというふうに思っておりますので、ご了承ください。

また、現在裏面が環境現況マップということで、例えば51ページの裏の52ページが中央地区の環境現況マップというふうになっているわけですが、これだと見にくいので、見開きになるように修正のほうをしておきたいと思っております。

また、マップのほうですけれども、取り組みが多岐にわたっていることもあって、字が小さいということもありますので、これをもう少し大きく表記できるように、例えばマップを横向きにして少し地図を大きくするとか、そういった工夫をして掲載をしていきたいなというふうに思っています。

続いて、63ページのほうをお開きください。

計画の進行管理につきましては、パブリックコメントに、もう少し評価の手法が詳しく説明があったほうが良いというご意見があったんですけれども、この部分の表現につきましては、現在、市の方で実施しております行政評価の手法が基本に載っていますので、PDCAの仕組みを、より具体的に示して評価できるようなものに、修正をさせていただきたいと思っています。この部分については、少しこちらのほうで検討を加えさせていただきたいと思っています。

最後に、今64ページまでとなっておりますけれども、65ページ以降ということで、計画書の中に資料編というのを加えさせていただきたいと思っております。環境審議会からの上申書、用語解説あるいは当審議会の委員名簿等を掲載して、おおむね80ページぐらいで仕上げたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

原案のご説明は、以上でございます。

○**小泉会長** はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より原案の説明を受けました。これから原案に対する審議に入りたいと思います。先ほど同様、発言は挙手をしてからお願いいたします。いかがでございますでしょうか。どこからでも結構だと思います。

○**岩本環境政策課専門幹** 審議に入る前に、私どものほうで一部修正をさせていただきたいと思うのですが、お手元の13ページをご覧ください。

こちらの右側に基本施策というのがございます。I-1からI-6までの中で、I-3の「生物多様性の保全」とありますが、まず、こちらの施策番号はI-6となり、今、表記されているI-6「生態系に配慮した憩いの水辺づくり」を削除させていただきます。次に、I-4が繰り上げでI-3に、I-5がI-4に繰り上げになります。そして、I-5に、「良好な水質の保全」という項目を立てていただければというふうに思います。

○**小泉会長** では、ちょっと復習しますけれども、I-3がI-6に修正されて、I-4がI-3、I-5がI-4、そしてI-5が、「生態系に配慮した憩いの水辺づくり」ではなくて、「良好な水質の保全」。こういうことでよろしいですね。

○岩本環境政策課専門幹 そうですね。I-3の「生物多様性の保全」の項目がI-6に移って、今、表記されているI-6「生態系に配慮した憩いの水辺づくり」の項目が削除という形になります。今、修正したものをお持ちします。

○小泉会長 そのほうがいいですね。

今の修正された内容で、この原案はまとめてきている。そういうことでよろしいわけですか。

○佐藤環境政策課長 申しわけございません。

○城所副会長 今修正に入る前に、同じページで、基本目標のII、「資源・エネルギーが循環し、地球環境に優しいまちをつくる」という項目が、左の目標では平仮名の「やさしい」になっていて、右側では漢字と平仮名になっているんですけど、これはどちらに統一するのでしょうか。基本目標のIIです。地球環境に優しいという、前回の審議会で議論しましたね。優しい地球環境とは何かという。左側は、「やさしい」と平仮名なんです。右側は「優しい」が漢字です。それはどちらに統一されるのでしょうか。

○岩本環境政策課専門幹 平仮名にさせていただきたいと思います。

○城所副会長 そうしましたら、13ページそのものを全部直していただく。

それともう一つ。3ページなんですけど、3ページの11行目あたりですね。地球温暖化のところの2行目、「1.6倍に増加しており」というんじゃないでしょうか。「増加しており」になっていますので。

○佐藤環境政策課長 申しわけございません。

○小泉会長 タイプミスですね。よろしくお願いします。

どうぞ、大亀委員。

○大亀委員 今の城所さんが言われたところなんですけど、地球温暖化の進行した結果だと思われる要因というのが、本来、こういう日数が増えるとか、ほかにも幾つものいろいろあると思うんですけども、この猛暑日の日数が1.6倍に増加しているから地球温暖化が進行しているというのが、こういう関係になるのかどうかというのが、ちょっと若干違和感がありまして、ただ、その結果としての事象の一つじゃないかなというふうに思っております。少しこのあたり修正していただくほうが、よりいいんじゃないかなというふうに思いました。よろしくお願いします。

○佐藤環境政策課長 はい、ありがとうございます。

○小泉会長 では、それを受けて、検討をよろしく願いいたします。

○木下委員 ちょっとよろしいですか。

非常にわかりやすい内容だと思うんですけど、ちょっと確認のためにお伺いしたいんですが、今度の基本計画では、外に出ていく、いわゆる公だけでなく、行動でというのが強く出ていると思うんですね。そういう意味で、非常にいいと思うんですが、里山にしろ、所有者がおられますね。それから、市民体験農園、あるいは農業体験農園、そういったものも相手がおられる。だから、後ろのほうに高尾山が出ていますが、高尾山も、あそこの管理をしているところは、また別の組織があるわけで。非常にいいことだと思うんだけど、そこらあたりに入っていくときに、どういうふうにやっていくのかなというところを、やっぱり押さえておく必要があるんだろうなというふうに思います。

それともう一つ、後ろのほうで、環境市民会議のほうでまとめておられる、これ非常によくわかるんですが、ちょっと気にかかるところは、こういう環境を守るときは、例えば先ほどの里山あたりについても、やっぱり自治会といいますか、あるいは地元の人たち、地元根差した人たちという言い方がいいかもしれない、そういう方々を引き込んだ形にもっていかないと、なかなかうまくいかないんじゃないのかなと。だから、市民会議だけでなく、自治会といいますか、そういうところをもう少し強く出しておかれたほうがいいんじゃないのかというふうな感じを持ちます。

あと、八王子の特徴として、やっぱり大学がいっぱいあるということで、前々から、ごみのことについては、もう少し大学あるいは学生が住んでいるアパートとか、そういうところの、その管理をもうちょっとうまくやっていきたいと思いますかという話がありましたですね。いずれにしても、こういう計画を進めていくときに、外部という言い方はやや難があるかもしれませんが、関係者の方々とリンクといいますか、そういうところが非常に大事になってくると思いますので、一つ一つ確認していかれたほうがいいのではないかなという感じがしています。

○小泉会長 どうもありがとうございました。

○佐藤環境政策課長 今、木下委員からお話があった件に関してなんですけれども、本当にそのとおりかなと思います。最初お話があった里山の話についても、やはり幾ら保全をしていただきたいと思っても、やはり地主の問題とか、あるいは、では誰がやるのかというところで、やはりそこで地主が、誰が入ってきても勝手にやっていいよというわけにはいかないものですから、そういったところを橋渡ししたり、ルール化していったりするの、市の役割になってくるのではないかなというふうに思います。そういった

意味で、先ほどお話があった地元の方々を巻き込むというところは、まさに協働プロジェクトの中でも、そういったことも念頭に入れて、進めていきたいなというふうに思っている部分もありますので、今後も、その関係者とうまくいい関係をつくりながら進めていきたいと思います。

○小泉会長 どうぞよろしく願いいたします。

そのほか、いかがでしょう。

どうぞ、千明委員。

○千明委員 細かいところですけど、やっぱりこれが発行されると、みんな見ますし、我々の仲間も見るので、14ページの成果指標というところなんですけど、管理されている里山の数が2か所というふうにあるんですけども、これは、ある里山で全体のことじゃないと思うんですね。我々だけでも10か所やっていますので、これは多分環境保全課が管理されている斜面緑地の協定民有林が2か所ということで表現されたんじゃないかなと思うんですけど、ちょっと誤解を招くんじゃないかなと。例えば、市が協定している斜面緑地協定民有林の2か所が現在はされているというふうにしなないと、たった2か所なのかということになってしまうのではないかと思います。

実は、この2か所というのも、どこなのかということ、実は今具体的に聞きたいんですけど、これが18ページに同じようなのがありまして、ここははっきり成果指標として八王子市グリーンマッチング制度を利用して管理している面積は5,921平米と書いてあります。これ、実は私どもの団体で受けてやっている、緑サポート八王子で八王子市から受けて、地主と3人で三角協定じゃないですけど、三者協定をやっているのが5,921平米。そのことだと思うので、もし同じだとすれば、同じことが形を変えて出てきているんだとすれば、ちょっとその辺がよくわからない。一応、件数では3件ですね、3件で5,921平方メートルなんです。ですから、共有の地主がいますから3人というのは正確じゃないんですけど、協定書が三つあるわけですね。3人の地主と八王子市と我々でやっていることを言うんでしたら、これは2か所じゃなくて3件になると思うんですが、ちょっと非常に気になりますので、その辺をちょっと確認したい。

○小泉会長 いかがでしょうか。

○星環境政策課主任 14ページの管理されている里山の数というのは、今、環境保全課で市として管理にかかわっている里山ということなので、堀之内と上川の里の2か所と

考えており、後ろにあるグリーンマッチングとは別というふうに考えています。ただし、先ほどおっしゃったように、勘違いを起こす可能性があるので、指標について、検討させていただきたいと思います。

あくまで、市の施策の中なので、今10か所ぐらいやっつけていっちゃるというお話だったのですけれども、里山の管理に市がかかわっている数ということで指標の数を設定しております。

○千明委員 市有地なんですか。

○星環境政策課主任 市も入っていますけれども、市だけではないです。

○千明委員 それをわかるように、注書きでも構わないんですけどね。

○星環境政策課主任 そうですね、ちょっとそれをわかりやすいような形で表現したいと思います。

○千明委員 一番心配なのは、たった2か所というような、里山がいっぱいあって、何十か所も団体が入ってやっていますからね。

○星環境政策課主任 この表現について検討させていただきます。

○小泉会長 今、里山の全体の数の話が出ましたけど、その数は把握されているんですか。

○水越環境保全課長 里山自体の定義の問題もございますので、市として里山が何か所あるかということは把握してございません。ただ、里山に密接なものとして谷戸がございしますが、東京都が多摩地域の谷戸を調査しましたところ、八王子市内では、谷戸は大体190か所ほどあるという形にはなっております。

○小泉会長 この審議会でも以前議論が出ましたけど、管理されている里山の数で2か所と書いてあり、最終目標が6か所で、これ少ない、こういう目標を、そもそも出すのがいいんだろうかという議論があり、私も申し上げたと思いますが、数にこだわっておられるんですけれども、これはこれで一つの定量化なので、これ以上は申し上げません。しかし、今、千明委員がお話ししたように、みどりの八王子で、こんなに少ないのかと。里山の定義もまた難しいんですけど、そういう中で、そんなに少ないんですかという印象を一般の市民は持たれますよね。関与されている市民は、自分は何をやっているんだろうと思うでしょうし、そうではない一般の市民は、そんなに少ないんですかねという、思いがすると思いますので、何かちょっと工夫していただければありがたいですね。

○黒須委員 私も、それに関してちょっと申し上げたかったんですけども、まず、千明委員がおっしゃったように、どうやってこの2か所をどうやって判定したんだろうと。

最初から、その里山には明確な定義がないんじゃないでしょうかということから、私が、今、中央大のキャンパス自体が相当広くて、私だけではありませんけれど、私もかなり頑張っ、千明委員がおっしゃったような下草刈りもやっていますけれども、これを入れてもらえないのだろうかと思いました。どうして入れてくれないんだろうというのと、じゃあ、その入れる、入れないの基準はどうやって判定するんだろう、自己申告制なのか、それとも、こんなに一生懸命やっても、農地がないと里山じゃない、だめと切り捨てられるのかなど、ちょっとそういうことも疑問に思ったのです。

以上です。

○小泉会長 いろいろご意見がありますね。

どうぞ。

○菊地委員 全体を読んで、数字がたくさん、出てくるんですけども、僕は数字の部分については慎重に考えたほうがいいかなと。里山の件数もそうですし、あるいは面積で表すのか、あるいはかかっている団体数で表すのか、あるいは、先ほど言われたように、何倍になっているとか、温暖化も学術的に言えば、多分温暖化と全然関係ないんですよ。猛暑日というのは、あまり証明されていないことなので、そういうことをきちんと、検討してから数字は盛り込んだほうがいいかなと。普通、書くときは、ああいうときは、かかっているらしいとか、数字はあまり書かずに玉虫色にするのが一般的なんですけれども、真面目といえば真面目なんです。なるべく数字を出す場合は、やっぱり慎重に。数字は、そのときは生きているけれども、次の年になったら使えない場合もありますから、その辺も考慮してもらいたいと思います。

○小泉会長 どうぞ、城所委員。お願いします。

○城所副会長 この数字というのは、こんなに明確にというか、「市が管理する」を入れれば別にどうっていうことはないと思うんですけども、ちょっと紛らわしいですね。

また戻るんですけど、里山というのは、農業とすごく関係しているんですよ。だから、農業をしている方は裏山をきれいにしておけるわけなんです。そこも一つの里山なんです。必ず自分の裏山は身近な山として、そこで落ち葉を掃いて畑に入れるということで、農業と密接なんですよ、里山というのは。ところが今は、それが密接じゃないと、さっき話をしましたけれども、あまり里山が幾つとかいうことは入れない方がいいと思いますけど。数え切れないと思いますよ。農業をしている方は、個人的に必ずそういうことをしています。あと、市民団体がたくさんありますけどね。そういう意味の里山と

いうのは、広くて、2か所どころではないですね。

それからあと、グリーンマッチングのことで、不足していると思ったのは、先程の18ページの八王子グリーンマッチングについて下のほうに注釈がありますよね。緑地の維持管理を希望する土地所有者と、緑地で活動したいという保全団体、その間に入って八王子市が連携して斜面緑地を適正管理していく制度とありますけれども、八王子市環境白書の16ページには、その技術的指導、それから専門的な助言、道具の用意、それから保険の加入とかいうものも入っていますね。そういうものも入れないと、八王子グリーンマッチングという制度が知れ渡らないと思うんですね。今日、課長が見えていますので、今年の春から千明さんも入って、エコひろばでグリーンマッチングの模擬編とか、プロジェクトを立ち上げて進めていました。これは、企業と保全団体が一緒になってやろうということだったんですけど、途中で頓挫した形になりました。環境保全課のほうに、2か所、そういう斜面緑地があるよということをご提案いただいたんですね。1か所に絞って、その地域の町会なり企業なりを巻き込んで、その斜面緑地をうまくできないか、保全できないかということで14回集まって検討したわけなんです。ところが、そこが急傾斜地崩壊危険箇所になっていたと後で聞きました。そういうこともあるんですね。それは頓挫した話ですけども、市民と、それから事業者が一体になって地域を守るということは、この先ずっと続けていかななくてはいけないことなんですね。それが途中で頓挫したことはとても残念なんですけれども、まず、危険箇所をご提示したということも、ちょっとおかしいなと私は思います。斜面がきつくて危険箇所だったということなんですね。そういうことも知らずに、一生懸命、周りの企業、それから町会に、どうしたらそこを守るかということをおたはは検討したわけです。ですから、グリーンマッチング八王子という制度をもっと活かすには、これ、もう少し注釈の中に八王子市が技術的指導、専門的な助言をしますと入れてほしいですね。ちょっとこれが飾り物のように思います。

千明委員、いかがですか。私はもう、そのプロジェクトにかかわって、つくづくそれを思いました。

○千明委員 まあ、わかりませんが、市の皆さんが並んでいるところで非常に言いにくいですけど、もう少し市の内部とか、あるいは東京都が指定主体だったんですけど、その辺の情報の問題があったのかなと聞きますけどね。あるいはコミュニケーションとか情報といいますかね。あと、実際に難しいというのは、城所委員も私も入って、この

民有地をやるのは非常に難しい。今言った危険崩落地域ということだけじゃなくて、やっぱり民有地でやっていくというのは非常に難しいなという気がします。

○小泉会長 ただいま城所副会長と千明委員のほうで、このグリーンマッチングについて、いろいろご意見が出ていますので、書き込むときには誤解のないように、クリアに、できることとできないことあるとは思いますが、しっかり書き込んでいただいて、それからこの数値も、5, 921平方メートルまで書くのもどうかなという気持ちもあるんですけれども、明確になっているのであれば、構いませんが、少しご検討いただけますでしょうか。

里山のところとも、関係してくるわけですが、その辺の書き方ですかね、それを少しご検討いただいて、基本的には一般の市民の方々が読まれるので、そこで誤解のないように対処していただければありがたいなと思います。

それで、この原案の、里山とか、こういった未来のところ、大事だからこそ議論が集中していると思うんですけど、出だしのところが、1ページ目、2ページ目、3ページ目、非常にぶっきらぼうに始まっているものですから、後半に行くと、いろいろ写真が入っていたり絵が入っていたり、工夫がなされているんですけど、この1ページ、2ページ、3ページ、ただ文字が羅列している内容を見たら、ここでもう停まってしまうですね。読みたくないなと思ってしまいますので、ぜひここは、少し絵を入れるなり、見やすい表現に工夫するなり、内容的にはよろしいかと思うんですけど、見た感じを少し、全体のトーンを統一していただければありがたいなと思います。

読んでいただいて、初めてこういった計画というのが意味を持つと思いますので、一般市民の方が読んで誤解のないように、またこの八王子の環境を次世代も守っていくんだというような気持ちになっていただけるような、作り込みが大事だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。ちょっと文章のほうと、施策のところの目次の13ページとが、整合性がとれてないみたいなので、そのところをしっかりとすり込んでいただきたい。平仮名なのか漢字なのかとか、言葉の表現とか、やっぱり統一性を持っていただければありがたいなと思いますので、何分よろしくお願ひしたいと思います。

さて、委員の皆様、何かほかの点でございますでしょうか。

では、千明委員。

○千明委員 さっきの続きみたいになりますけど、具体的に言うと16ページですね。

これは、里山というより人工林のことを意識している、杉林とかヒノキ林を意識して

いるページだとは思いますが、森林の循環の強化と、だから、里山と区別しているのかもしれませんが、里山も、杉林やヒノキ林にも必ず利用が大切なんです。昔の農家の人は100%利用していたわけですよ。具体的に言うと、我々は、椎茸を植えたり、腐葉土をつくったりして、畑にまいたりしていますけれども、一番は炭焼きなんですよね。炭焼きは、この市街地とか八王子市の条例もできているから、まず非常に難しいわけですよ。煙が出せないという状態なんですよね。ですから、やるとすれば恩方地区とか、遠くのほうに行くことになる。あまり遠くだと、我々としても利用できないわけですよ。今、100万、200万とかかかるらしいんですけども、非常にいい窯が開発されていて、アルミ製か何かで軽くて移動もできて、煙もほとんど出ないということがあがるそうなんです。例えば、そういうものを利用して、里山の木を萌芽更新して切るのはいいんですけど、切った木が一番利用しやすいのは炭焼きなんです。そういうようなことをやれば、もう少し活性化するんじゃないかなろうかと。だから、どこかに、そういう市民が申し込めば利用できるというような炭焼き窯ですね、我々の力でやるには200万とかするような炭焼き窯を購入するというのはちょっと難しいんですよ。それを、購入するなんていうのは書けないのかもしれないけれども、そういうことも検討するか、そういうものを通じて利用の方法を探るとか、何か入れてもらいたいなど。

このページは無理だとすれば、45ページですかね。45ページは、協働プロジェクトで、いろいろ立ち上げているということなんです。やっぱりここの第3ステージで、環境教育・環境学習や農林業体験の場として開放すると。この農林業体験の場ですよ、農林業なんです。炭焼きというのは。まさに、林業というよりは農業ですね、炭焼きというのは。ほとんど農家の人が農閑期にやっていたわけですよ。林業専業というより、あるいはどっちかという農家の人が冬は農業がほとんど仕事なくなりますから、炭を焼いていたわけですよ。私の先祖なんかも、みんなそうだったんですけども。先祖がそうだからこだわるわけじゃないんですけども、何か炭焼きというのを、例えばこのページのどこかにやって、第3ステージではそんな炭焼きなんかも非常に喜ぶと思うんです。

ちょっと蛇足かもしれないけれども、花炭というのがあって、缶に入れて蒸すと、きれいにお花だとか、あるいは特に女性が喜ぶんですよ。もう、それは芸術品なんです。実用品じゃないんですよ。松ぼっくりなんか拾ってきて、キノコですね、大きなキノコをとって、それを炭で、キノコの形にきれいに残るんですよ。それを花炭って言

っていますけれども。そんなこともあるので、ちょっとどこかで、炭焼きという言葉はどこかへ入れてもらえればと思うんですけど。

以上です。

○小泉会長 いかがでしょうか。

○佐藤環境政策課長 検討させていただきます。

○千明委員 炭焼き所をつくるなんていうことは書けないと思うんですけどね、いろんな事情で。だけど、そういうものを利用して、やっぱり、この森林の循環の強化というページは、ヒノキや杉林を意識しているんでしょうから、このページに入れば、何か下に、コラムというふうに、炭焼きの利用法もあるとか、何かコラムみたいにですね。右側のページに炭焼き窯をイラストに入れるは無理なのかもしれないけど、何かそういうことでもいいからやっていきたいなと思います。

○佐藤環境政策課長 では、そこは検討させていただきます。

○小泉会長 そうですね、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○木下委員 あの、水のことなんですけれども、僕は、ちょっと違って申しわけないんですけど。

みどり与水というのは、こういう面では非常に大事なもので、それを取り上げられていると思うんですが、20ページの「水資源の保全と再生」という、このタイトルですけども、ちょっと大げさなような感じがするんですがね。もうちょっと、市民に身近な、例えば水量の確保みたいな感じの方が、まだわかりやすいような感じがするんですけどね。そういうような形で、もう少し、水というものと住民とのかかわり合いというのが出てくるようなことというのはできないですか。ちょっと、私の願望が入っていますけれども、ちょっと勉強したところでは、湧水が非常に多いところですよ。そういうのがちょこっと出てくるような、水というのは、質も大事ですけども、やっぱり量も大事。それは、その20ページ、21ページで言うておられるんだと思いますけれども、もうちょっと身近なところで、そういうところが出てきたらいいのではなからうかと。

それとあわせて、後ろの45ページの、このプロジェクトですね、「みどり与水辺の機能回復プロジェクト」、こういうぐあいに、このプロジェクトを言うておられる。これは、非常に重要なプロジェクトだと思いますけれども、それは、前の基本目標のほうに、例えばこういったような、水と親しむ、あるいは水辺と親しむようなものというの

が、ちょっとどこか前のほうに出てこないものなのかなというような感じがしました。

これは、環境基本計画の外と考えたほうがよろしいですか。

○佐藤環境政策課長 では、すみません。今おっしゃった水と親しむという部分につきましては、I-6の生物多様性の保全のほうで。

○木下委員 何ページになりますかね。

○佐藤環境政策課長 24ページになります。素案の中では、水辺づくりということの一つ項目を立てて、その中で、そういった親しむような環境をつくっていかうということだったですけれども、生物多様性の保全のほうで、ちょっとここを括らせていただきましたので、この中で、そういった環境学習的な意味合いも含めて、水と親しむというような形で触れさせていただいてはおります。

○木下委員 前半はいかがでしょうか。

○佐藤環境政策課長 水量のお話で、ちょっとタイトルが大げさじゃないかということなんですけれども。

○塩澤環境政策課主任 こちらのタイトルにつきましては、市の基本構想・基本計画の八王子2022ビジョンと連動してのタイトルになっております。ただ、確かに表現として大げさというのも、この施策の展開等からいくと、そういった点も見られるかと思えますので、もう一回検討させていただきたいと思えます。

○佐藤環境政策課長 これが市の基本計画なんですけれども、この中の施策として、このタイトルで出てきているんですね。この計画が下部計画という形になってくるので、踏襲させていただいているというところです。

○木下委員 やっぱ八王子の特徴というのは、湧水の豊富さだと思うんですね。そういうようなのは、やっぱり一言触れておかれてもいいんじゃないかなと思っています。

○小泉会長 その点、どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤環境政策課長 その点は検討いたします。

○黒須委員 今のご意見とも関係しておりますけれども、やはり、私は、水を確保するということは、もう大変重要で、これは環境保全の根幹だと考えています。これが、水資源というよりは、例えば水源というような、水源及びその周辺の環境ということではいけないのでしょうか。

○佐藤環境政策課長 はい。そこにつきましては、水源林というような意味合いも持たせる必要はあるのかと思っております、そこが、I-1のみどりの多面的機能の活用とい

うところで、ここで、今回の計画は「みどり」を一つの大きな柱としているわけなんですけれども、その中で、生物多様性もそうですし、水源林としての機能もそうですし、あとCO₂の吸収源という、いろんな環境負荷を低減させる機能を持っていますので、ここを積極的に活用していきましょうと。そういう意図があります。

○黒須委員 先ほどは八王子の谷戸というのが百何か所あるとおっしゃっていましたでしょうか。それで、谷戸の定義というのは明確にないような気がするし、だから、中央大の中には小さい規模のが8か所あるんです。では、その百何か所の8か所を中央大キャンパスにあるのだろうか、ちょっとそう思いました。

○菊地委員 ヘッディロージョンですから、ちょうど谷の一番先頭は谷戸という。地形学でいうと、谷線の、特に一番先がヘッドと。

○黒須委員 そうすると八つあります。

○菊地委員 必ずヘッディロージョンの先には湧き水がわくと、それが地形学の鉄則ですね。

○黒須委員 でも、放っておくと、湧き水も迷惑になっちゃって、皆さんはないと思っています。

○菊地委員 それは、先程、委員が言ったように、今、八王子というところは湧き水がいっぱいあるんです。湧水が。ところが、やっぱり都市化の影響によって植生がなくなったり、コンクリートで覆われたり、アスファルトで覆われたりすると、土壌シートがなくなってくるから、僕が調べたところ、3分の2ぐらいは、もう枯渇しているんですよ。だからこそみどりが必要だということになってくる。

○黒須委員 枯渇というよりは、埋まっています。

○菊地委員 それは管理が悪い。

○小泉会長 どうぞ、城所委員、いかがでしょうか。

○城所副会長 水資源の保全と再生のページ、20ページの一番下の図ですね、八王子の水収支。この図はとてもよくできているそうなんですけど、よく見えないんですね。このまま出すと、多分、全然見えないで、虫眼鏡を使うようなので、右側の雨水浸透施設の設置なんかの図よりも、もう少しこちらを重視して、拡大していただきたいというのが一つ。この図、全然見えません。

それから25ページの生物多様性の保全のところ、タイトルは変わるかもしれませんが、外来植物対策の推進とありますね。これ環境保全課になっていますけれども、

私たちがやっている緑地は公園課の管轄でして、こういう情報は入ってきます。ですから、これ、公園課も入れてもいいんじゃないでしょうか。公園課が指定管理者に、こういうチラシをつくりまして、各緑地に、公園に配ります。公園の掲示板とかに張れば、一番効果があると思いますね。ですから、これ、公園課もかかわっているんで、ぜひとも入れてほしいと思います。

その2点です。

○佐藤環境政策課長 ではまず、水収支の絵の関係のほうなんですけれども、まず、今、21ページのほうに雨水浸透施設の絵が出ておるわけなんですけど、ここは、基本的に施策の展開を示す、どういう施策を進めていくかということのをイラスト化していくということのを重点に置いて、こちらの絵を配置しております。確かに水収支の流れというのは、非常にこれで、実際もっと大きくあるんですけども、ここが、スペースの関係で、こういうふうになっております。ここは、考えさせていただきますが、基本的には、そのイラストの考え方として、施策を文字で書いているだけだとわかりにくいので、それを、イラスト化して、具体的に何をしようかということ、もっと大きく出したいというところに力を入れていきたいと思っています。

あと、外来植物についてですけども、公園課というお話が今ありました。公園課のほうにも話したいと思うんですけども、一般的には、どうなんでしょうかね、大きく言うと、河川敷とかに非常に多く咲いているようなイメージがあるものですから。

○城所副会長 市民に知らしめるには、公園に貼るのも良いのではないかという話です。結構知らないで、これをお庭に持って行って栽培している方もいるんですよ。ケシとか、それからこのオオキンケイギクとかね、お庭に増えても困るので。皆さんが目にするところに、そういう掲示板のところにあったほうがよろしいのではないかと思います。

○小泉会長 では、よろしくお願いいたします。

そのほか、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

まだご意見あるかと思いますが、一応時間の関係もありますので、この辺で、もしなければ次に進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

では、一応、本日の審議はここまでということにしたいと思います。この原案につきまして、事務局は、本日の発言内容を速やかに会議録にまとめあげてください。今後の審議日程につきましては、委員の皆様と日程調整を図りながら進めていきたいと思いますが、答申までに少なくとも1回審議したいと思っています。

今、二つの案があります。事務局からいただいているのは、答申の日に1時間ほど早くお集まりいただいて、そこで審議して、その後、事務局で修正していただいて答申すると。これが事務局案だったんですが、今日の審議内容をお聞きしていると、大分いろいろなご意見がありそうですので、一回、答申の前に審議会を一度開きたいなと思いますけれども、その日が答申になれば、それはそれでいいとは思いますが。しかしもう一度、審議会をやらないといけないなと思います。ですから、その日程調整も含めて、その日が答申になるのか、あるいは答申は別の日に仕立てるのか、皆様の日程のご都合もごさいますので、いずれにしろ1回は審議会をやるということで、一石二鳥で、その日に答申ができれば、それはそれで結構な日程になるということになろうと思いますし、そうでなければ、答申は答申で、また別途、答申だけやるというふうな日程にするか。ちょっとこれは、後日事務局と相談して、委員の皆様にもまたお知らせいたしますけれども、日程調整していきたいと思えます。そういうことでいかがでしょうか。

○前野委員 いいですか。

○小泉会長 どうぞ。

○前野委員 今日のような状況から見ると、別にしたほうがいいんじゃないですか。分けたほうが。

○小泉会長 そうですね。では、そのような方向でいきましょうかね。では、委員の皆さん、そのようなことでよろしくお願ひしたいと思えます。

では、今年中に日程調整を事務局のほうで、よろしくお願ひいたします。

では、続いて、環境審議会専門委員会の設置についてですが、事務局からの提案ということになります。なお、この件につきましては、就任していただく委員の皆さんとは事前に調整していただいていますので、その結果も含め、事務局で説明をよろしくお願ひします。

○水越環境保全課長 環境保全課長の水越でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料、環境審議会専門委員会「みどりの評価委員会」の設置について（案）をご覧ください。

表面に概要が書かれておまして、裏面に、関係しております環境基本条例及び施行規則の抜粋が書いてございます。

まず、裏面の条例と施行規則に関して、簡単にご説明をさせていただきます。まず、環境基本条例の17条第5項で、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審

議会に臨時委員を置くことができるという規定がございます。また、施行規則の第5条、専門委員会についてですが、会長は、必要があると認めるときは審議会に専門委員会（以下「委員会」と言う）を置くことができるということになっておりまして、5条第2項、委員会は会長の指名する審議会委員及び臨時委員をもって組織する。第3項、委員会に委員長を置き、委員会に属する委員のうちから、会長が指名する、ということになっております。

では、表面にお戻りいただきまして説明をさせていただきます。

このたび、本市では、市街化調整区域の未知数な開発を防ぎ、適正な利活用と緑の保全を図るため、市街化調整区域の動植物と自然環境について現況調査を行い、自然環境面から保全の必要性について評価を行う予定でおります。調査及び評価は、今年度、来年度の2か年をかけて行う予定でありますが、評価を行うに当たり、その手法や評価結果等について、学識経験者の方や専門家の方から専門的かつ学術的な見地からご意見をいただきたいというふうに考えております。

そこで、先程説明申し上げました、本市環境基本条例及び施行規則に基づき、本環境審議会から自然環境を専門とする先生お二方、資料の別表1にございます、菊地先生、黒須先生に加えまして、臨時委員といたしまして、本市の自然環境を実地によく知ってらっしゃる専門家といたしまして、本市の市史編さん自然部会の委員から、須田真一先生、内野秀重先生のお二人を加え、計4名の先生方による環境審議会の専門委員会として評価委員会を設置していただきたいというふうに考えております。

設置期間は、本年12月より平成27年3月までの1年ちょっとという形で考えております。

委員会の開催頻度といたしましては、二、三回程度というふうに資料のほう書いてございますが、評価に当たって、最初と最後の、まず2回は開催をさせていただきます、その間につきましては、委員会のご判断で適宜開催をしていただきたいというふうに思っております。

なお、この別表1に掲げました委員の候補となる先生方、菊地先生、黒須先生、須田先生、内野先生、この4名の方々には、事前にご相談をさせていただきます、ご内諾をいただいている状況でございます。

何とぞ、臨時委員及び専門委員会の設置について、環境審議会としてご決定をいただきたく、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○**小泉会長** はい、ありがとうございました。

ただいま、環境保全課長より専門委員会の設置について提案が出されましたが、委員の皆さん、いかがでしょうか。意見などございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでございましょう。

よろしいでしょうか。

では、お認めいただいたということで、どうもありがとうございました。

それで、専門委員会の設置については、環境基本条例の規定において必要があると認められるときは会長が設置できることになっていますので、皆さんにはご理解いただきましたので、設置することといたします。

なお、専門委員会には委員長を置くことになっておりまして、これは会長が指名することとなっています。そこで、自然環境ということですので、菊地委員にお願いしたいと思いますが、菊地委員、よろしいでしょうか。

○**菊地委員** はい。

○**小泉会長** どうもありがとうございました。それでは、菊地委員に委員長をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

菊地委員長には今後専門委員会を取りまとめていただくこととなりますが、現在審議している環境基本計画と同時進行となりますことから、日程調整等、円滑に進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

なお、適宜本審議会に報告するよう、お願い申し上げます。

この専門委員会の事務局は、環境保全課ということでよろしいでしょうか。

○**水越環境保全課長** はい、環境保全課でやらさせていただきます。よろしく願いいたします。

○**小泉会長** では、そのようなことで、どうぞよろしく願いいたします。

よろしければ、次の、その他となりますが、これまでのことでも、また計画以外の内容でも構いませんので、何かありましたらご発言いただければと思います。

先ほど、原案にいろいろなご意見がございましたし、結果的に、答申の前に一度審議会を設けるということにいたしましたので、そういったことで、しっかりとこの原案をつくり上げていきたいと思う次第でございます。何か言い残しの点、あるいは追加の点はございますでしょうか。

では、浦瀬委員。

○浦瀬委員 大きいことではないんですけど、こういう自然環境の調査は、重要だと思うんですけど、里山の利用状況というか、入込数みたいなものというの、どこかで調査してほしいなと思うんですよね。例えば、高尾山だったらこのぐらいの観光地だとわかっていると思うんですけど、里山が何のためにあるのか。もちろん、自然を保全するとか、生物多様性とか、それも結構ですが、結局人がどのぐらい使っているとか、人がどのぐらい入り込んでいるのかというのは、どこかでデータがあってもいいような気がします。動植物の調査とは、また全然別の話かとは思いますが、そういう入込数調査みたいなものがあるといいなという気がします。特に、どこかに反映してくださいということではなくて、何か調査する機会があったら、そういう資料が出てくるといいなということです。

○小泉会長 どうもありがとうございました。そういったのが、もし可能であれば具体的な話が見えるようになるのはいいことだと思いますので、何分よろしく願い申し上げます。

課長のほうから何か。

○佐藤環境政策課長 先程修正させていただいたものが、今、できましたので、お配りさせていただきます。

○小泉会長 この13ページの修正された基本施策に基づいて本文は書かれているということでしょうか。

わかりました。ただ、1-3の「まちなかのみどり」の、平仮名がたくさんありますね。これは、しょうがないんですかね。

○岩本環境政策課専門幹 ぜひ、この表題でやらせていただければと。「まち」を漢字にしてしまうと、どうしても町村の町というイメージが強くて、やはり我々の身近な周辺のことを捉えたとしたら、どちらかというとなり仮名のほうが。

○小泉会長 「中」はだめなんですか。「まちじゅう」に読まれちゃいますか。「まちなか」は平仮名じゃないとだめですかね。

○岩本環境政策課専門幹 この表記でいかせていただいて、他の表記があれば、次回ご提案いたします。

○小泉会長 よろしく願いいたします。ありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

今日は、本当にいろいろなご意見を委員の皆様からいただきましたので、よりよい第2次八王子市環境基本計画が作成できればと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

では、最後に、事務局から今後のスケジュールについてご報告お願ひします。

○**岩本環境政策課専門幹** はい。今日のお話を受けまして、私どものほうといたしましては、この計画は本年度中に発行するという予定で進めさせていただきたいと思ひます。となりますと、2月の半ばには答申をいただければなというふうには考えておりますが、今のお話の中で、いま一度審議を行うということになりますと、年明けの1月中旬に、一度お集まりいただければなということになります。招集は会長の権限になりますので、会長と一回調整をさせていただき、一人でも多くの方々が出られるような日程調整をさせていただいて日程を決めたいと思ひますので、いましばらく、お待ちいただきまして、個々に調整をとらせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○**小泉会長** 1月下旬から2月上旬にかけてということですかね。2月中には答申をするという日程ですね。

○**岩本環境政策課専門幹** できればということでお願ひします。

○**小泉会長** よろしいでしょうか。

では、委員の皆様には、また事務局から日程調整のメールが入るかと思ひますので、何分よろしくお願ひいたします。

それでは、平成25年度第3回八王子市環境審議会を閉会いたします。本日は、どうもありがとうございました。

午前11時48分 閉会

平成26年2月10日	署名人： 完山 貫一
------------	------------